

## 令和2年度第1回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会摘録

日 時：令和2年10月9日（金）午後1時35分～午後2時51分  
場 所：京都市役所 分庁舎4階 第3会議室  
出席者：大塩委員長，内田委員，新谷委員，秋山委員  
事務局：藤繁監査指導課長，山村係長，深谷（監査指導課）  
健康長寿企画課：工藤健康長寿企画課長，山田地域支援担当課長，山田調査係長，  
照沼介護予防推進係長，南，吉田，藤井

（〇は委員発言）

議事の経過：

- (1) 保健福祉局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針の改正について  
（事務局から説明ののち，質疑応答）

委 員 （意見なし）

大塩委員長 この案件の取扱いについて，了承いただけるか。

委 員 （異議なし）

大塩委員長 それでは，この案件については事務局案のとおりとする。

- (2) 指定候補者の選定方法及び審査基準について（既存施設）
- ・京都市健康増進センター（ヘルスパイア21）
  - ・京都市老人福祉センター（北，中京，東山，山科，南，右京，洛西，淀）
  - ・京都市久多いきいきセンター
- （事務局及び健康長寿企画課から募集要項案の説明ののち，質疑応答）

＜京都市健康増進センター（ヘルスパイア21）＞

- 次期の指定管理期間は令和3年4月1日から5年間ということだが，  
これまでの指定管理期間も5年間か。

「事業方針の変更等により，指定管理期間を短縮する場合がある」旨  
や，「指定管理の業務の停止や指定の取消しを行う場合がある」旨の記載  
があり，行政側から指定期間中に指定管理を中止させる場合があるよう  
だが，反対に指定管理者から，採算が取れない等の理由で，指定管理期  
間の途中で，指定管理を辞めたいという申し出があった場合，それは可  
能か。

健康長寿企画課 指定管理期間は，平成18年度に指定管理制度を導入して以降，5年  
間である。

指定管理者から指定管理期間中に辞退があった場合について，基本的

にはそういった事態とならないよう、申請時に提出される事業計画や資金計画等を確認して指定管理者に選定している。

しかし、例えば昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような非常事態で、実際に施設運営では多大な影響を受けており、行政としても対応策を検討する必要があると思うが、行政と指定管理者との協議のうえ、どうしても運営継続が困難である等の理由があれば、対応せざるを得ないと考える。

- 新型コロナウイルス感染症対策について審査するとなると、どの項目で審査したらよいか。

健康長寿企画課 項目33「感染症等の対応」である。申請団体が現に取り組んでいることを記載してもらう様式となっている。

- 当該施設は、感染拡大のおそれがある、閉鎖空間で、人が多く集まるような施設であると見受ける。

健康長寿企画課 どのような施設でも取り組んでいることではあるが、現在の健康増進センターにおいても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のガイドラインに基づき、手指消毒や利用者の検温、間隔を確保したロッカールームの使用等、感染症対策を実施している。

- 業務の概要及び運営に係る基本事項の「職員及び職員数」で、医師や看護師等の配置を求めているが、これは常駐させる必要があるのか。

健康長寿企画課 非常勤職員を想定している。健康度測定や運動プログラムを作成する際の配置を求めている。

- 専門職をいつ、どのように配置すべきか、募集要項には明確に記載した方がよい。

- 診療所の健康度測定とは具体的にどのような事業か。

健康長寿企画課 例えば特定健診や企業の健診などを実施している。

- 栄養士の配置が求められているが、カフェなどの食事を提供する施設があるのか。

健康長寿企画課 カフェ等はない。栄養に関する教室（プログラム）の際に指導を行っているもの。

- 特定健診・特定保健指導も実施するのか。

健康長寿企画課 お見込みのとおり。

大塩委員長 他に意見がないようであれば採決に入る。この案件の取扱いについて、了承いただけるか。

委 員 (異議なし)

大塩委員長 それでは、この案件については事務局及び施設所管課の説明のとおり公募を実施することとする。

<京都市老人福祉センター(北, 中京, 東山, 山科, 南, 右京, 洛西, 淀)>

- 祝日は閉所しているとのことだが、大型連休などは利用の需要があるのではないかと思う。祝日に開所をする場合は、市長の承認を得る必要があるのか。

健康長寿企画課 開所日を条例において定めていることから、仮に指定管理者から祝日に開所したい旨の提案があった場合、所定の手続きを行う。

大塩委員長 他に意見がないようであれば採決に入る。この案件の取扱いについて、了承いただけるか。

委 員 (異議なし)

大塩委員長 それでは、この案件については事務局及び施設所管課の説明のとおり公募を実施することとする。

<京都市久多いきいきセンター>

- 職員体制について、常時職員1名以上の勤務が必要であるとのことだが、常勤職員が1名では、休暇取得の際に支障がないか。

健康長寿企画課 現指定管理者においては、基本的に2名の職員体制で対応している。その2名の職員も都合により勤務できない場合は、他の方が従事している。

- 委託料は、基本的に人件費だと思われる。指定管理者から委託料の増額について相談があった場合、交渉の余地はあるのか。

健康長寿企画課 見積りの内容を確認し、必要な費用については指定管理者と協議のうえ増額する可能性はある。ただし、現行の指定管理者による運営の実績もあるため、大幅な増額が必要になるとは考えていない。

- 人件費には労働保険を含む、社会保険料が含まれているのか。職員として採用される者は正規雇用されるのか。

健康長寿企画課 社会保険料が必要であれば含まれている。職員を正規雇用するか非正規雇用とするかは、指定管理者の裁量である。

- 令和元年度収支における「その他（の収入）」とは何か。

健康長寿企画課 大部分は携帯電話基地局アンテナの設置料収入である。その他、集会等で昼食をとった際の材料費等の実費である。

- 現指定管理期間の始期である5年前（平成28年度）から、委託料は変わらないのか。

健康長寿企画課 平成28年度の委託料は約490万円である。令和3年度に予定している委託料よりも30万円ほど多い。これは、現指定管理者において繰越金があるなど、これまでの運営実績を反映して積算したものである。

- 指定施設の他に、合わせて元久多中学校用地等の管理も行うこととされているが、具体的な内容は。

健康長寿企画課 元運動場用地の草刈り等である。

- 当該地域の高齢化の状況は。

健康長寿企画課 平均年齢は60歳で、65歳以上の割合は55%となっている。5年前の人口は約100名であったのに対し、現在は87名と、当該地域に移住する若い世代もいるが、全体的には人口が減少している。

大塩委員長 他に意見がないようであれば採決に入る。この案件の取扱いについて、了承いただけるか。

委 員 （異議なし）

大塩委員長 それでは、この案件については事務局及び施設所管課の説明のとおり公募を実施することとする。 (以上)